



平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 旭 化 成 株 式 会 社
代 表 者 名 社 長 執 行 役 員 浅 野 敏 雄
(コード番号：3407 東証 第一部)
問 合 せ 先 広 報 室 長 山 崎 真 人
(TEL 03-3296-3008)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非更新（廃止）について

当社は、平成 20 年 6 月 27 日開催の第 117 期定時株主総会の決議に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、平成 23 年 6 月 29 日開催の第 120 期定時株主総会の決議により、その一部を改定した（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）うえで更新しました。本プランの有効期間は平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 123 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社は、本日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって、本プランを更新せず廃止することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、平成23年5月11日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決議するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、平成23年6月29日開催の第120期定時株主総会の決議により、本プランを更新しております。

その後、当社は、企業価値・株主共同の利益の向上のために、中期経営計画「For Tomorrow 2015」の実現に向けて鋭意取り組み、また、コーポレート・ガバナンスについても、本定時株主総会に社外監査役の増員議案を付議予定である等、その強化を図っています。

このような状況を踏まえ、当社は、本プランの有効期間の満了を迎えるにあたり、本プランの取扱いについて慎重に検討を重ねた結果、本プラン更新時と比較すると、当社を取り巻く経営環境等が変化しており、当社グループの企業価値の向上を更に進めていくうえで、本プランを継続することの意義が相対的に低下してきていると判断し、本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって本プランを更新せず廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの有無に関らず、今後とも中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上にグループをあげて取り組んでまいります。

また、本プランの非更新（廃止）後も、当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以 上